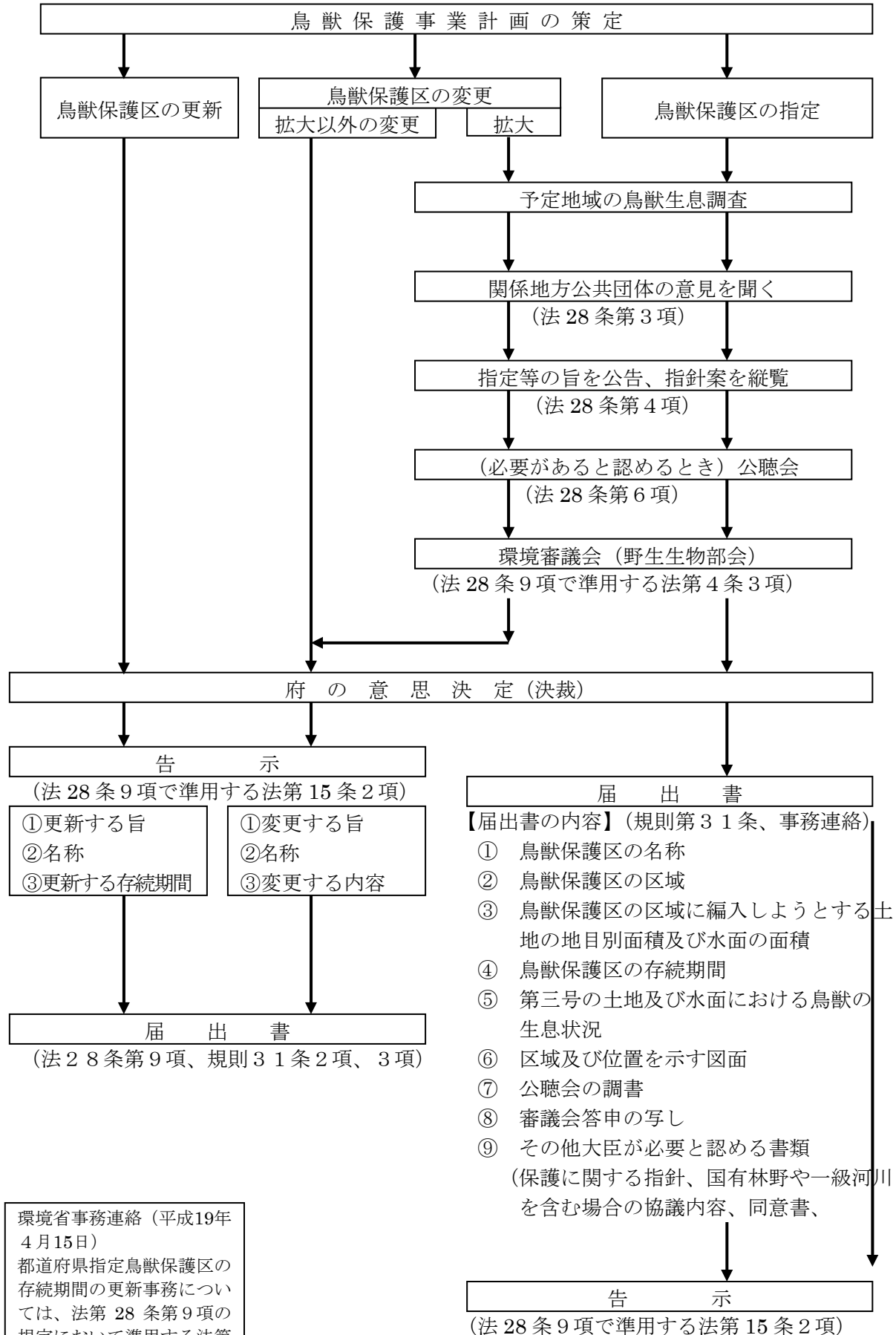


鳥獣保護区の指定・変更・更新 (第28条ほか)



環境省事務連絡(平成19年4月15日)
都道府県指定鳥獣保護区の存続期間の更新事務については、法第28条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示するとともに、その公報2部を当課あて提出願いたい。

環境省事務連絡(平成19年4月15日): 都道府県指定鳥獣保護区の指定手続
法第28条第9項において準用する第12条第3項の規定に基づき施行規則第31条により都道府県知事が行う都道府県指定鳥獣保護区指定の届出については、次の事項(略)を告示予定日の30日前までに当課あて提出願いたい。